



北谷町告示第223号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第5条の2第1項の規定により、下記の住居表示を実施するため、字の区域の変更及び町(丁目)の新設案を別図1、別図2のとおり公示する。

なお、同法同条第2項の定めるところにより、公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で北谷町の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、北谷町長に対し、公示の日から30日を経過するまでに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更を請求することができる。

令和2年11月24日

北谷町長 野国昌春



記

1 実施区域

別図1に示す字桑江の一部、字伊平の一部、字浜川の一部を、新たに別図2に示す桑江一丁目、伊平一丁目、伊平二丁目とする。

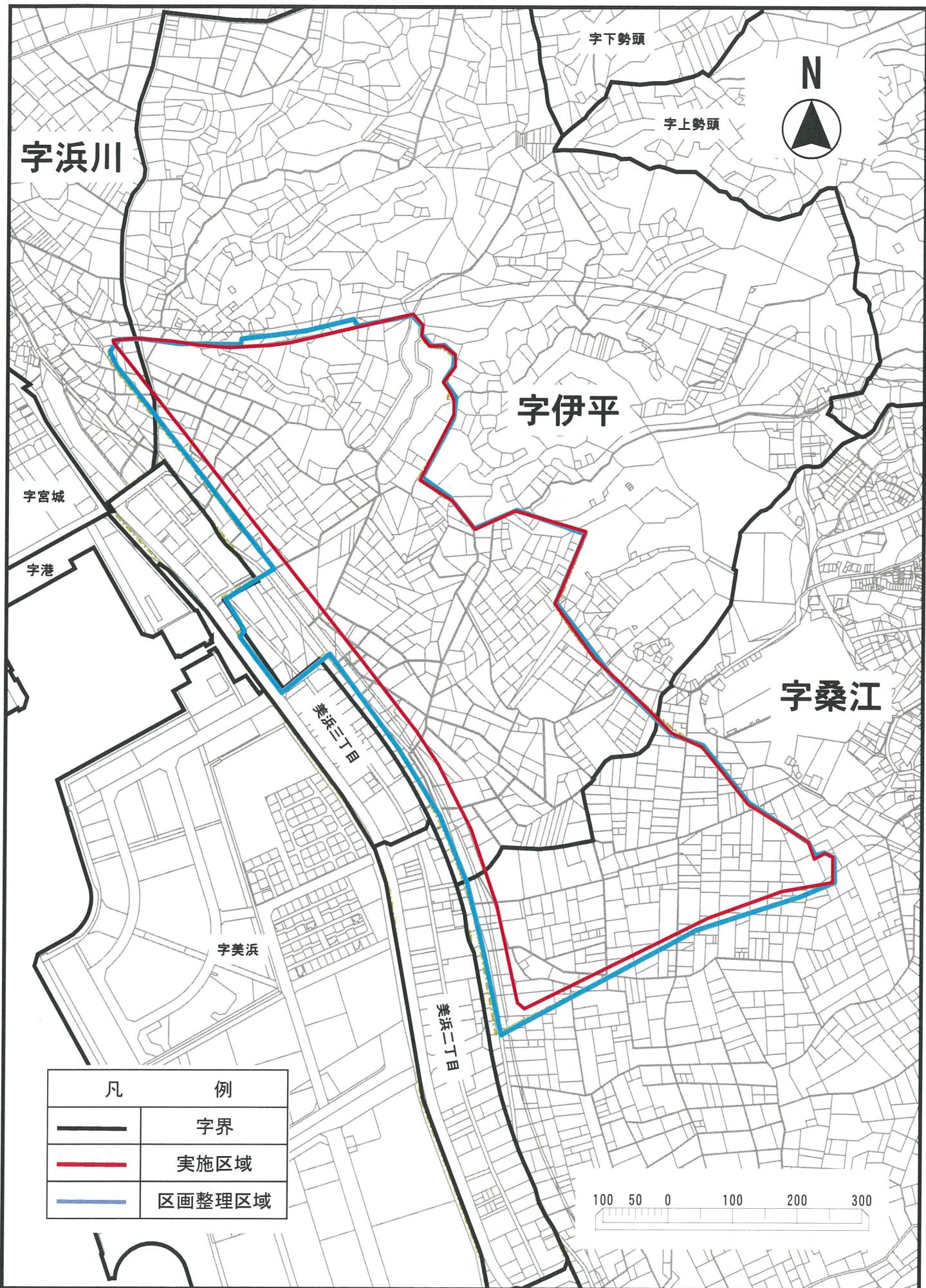
2 公示期間

令和2年11月24日～令和2年12月24日

3 連絡先

北谷町役場 建設経済部 都市計画課 計画係
電話 098-982-7703

【別図 1】



【別図 2】

